

(5) 県別旅行業者数の推移

年度 種別 県別	H28					H29					H30					R1						
	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サービ ス手配業	計	第1種	第2種	第3種	旅行業者 代理業	旅行サービ ス手配業	計
福岡	21	58	215	45	339	21	63	220	47	351	21	69	227	42	53	412	21	65	247	36	87	456
佐賀	0	10	17	3	30	0	11	16	3	30	0	11	18	3	2	34	0	11	22	3	1	37
長崎	4	24	34	10	72	4	23	35	9	71	4	25	36	10	4	79	4	25	35	10	11	85
熊本	3	39	57	10	109	3	46	50	7	106	4	45	49	9	6	113	4	44	47	8	15	118
大分	1	29	21	10	61	2	29	19	10	60	2	29	19	8	0	58	2	26	24	9	6	67
宮崎	2	25	23	12	62	2	23	24	13	62	2	26	22	14	0	64	2	27	23	9	2	63
鹿児島	6	40	42	12	100	6	40	44	11	101	5	42	45	11	7	110	5	42	46	11	14	118
計	37	225	409	102	773	38	235	408	100	781	38	247	416	97	72	870	38	240	444	86	136	944
全国	708	2,827	5,668	779	9,982	702	2,914	5,789	750	10,155	688	2,980	5,816	706	717	10,907	691	2,980	5,803	675	1,102	11,251

資料:観光庁旅行振興担当参事官室

(注1)平成28年～平成29年は4月1日現在、平成30年～令和元年は5月1日現在。

(注2)第1種旅行業者は管内に本社を有する事業者のみ。

- ① 第1種旅行業 国内・国外あらゆる旅行業務を取り扱うことができる。
- ② 第2種旅行業 海外の募集型企画旅行以外の旅行業務を取り扱うことができる。
- ③ 第3種旅行業 募集型企画旅行以外(営業所が所在する市町村及びそれに隣接する市町村内を除く)の旅行業務を取り扱うことができる。
- ④ 旅行業代理業 報酬を得て所属旅行業者のために、一定の行為(旅行業法第2条第1項第1号から第8号までの行為)を代理して旅行者と契約を締結する業務を行うことができる。
- ⑤ 旅行サービス手配業 報酬を得て旅行業者のために旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供するものとの間で、代理して契約し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行うことができる。